

# 神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

The legal problems on the franchise chain store system : esp. on the convenient chain store contract

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2000-09-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大島, 和夫, Oshima, Kazuo メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/1427">https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/1427</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



# コンビニ契約の法的問題点（その1）

大 島 和 夫

はじめに

- 1 コンビニシステムの3つの特徴
  - 2 コンビニ問題とは何か
  - 3 コンビニ契約の規制
  - 4 コンビニ・オーナー救済の法理（以上、本号）
  - 5 コンビニ契約の構造と片面性
  - 6 説明義務をめぐる学説
  - 7 今後の課題
- ま と め

は じ め に

フランチャイズ契約において本部から示された売上予測と実際の売上が食い違ったために紛争が生じていることは知っていたが、本間重紀編「コンビニの光と影」（花伝社）を読んで、コンビニ契約によって大きな負担に苦しめられているコンビニ・オーナーたちと、不当な利益をあげ続けているフランチャイズ本部の実態を初めて知った。私は、この本から多くを教えられた。本稿は、この本（以下「光と影」と引用する）に触発されて私なりの考えをまとめたものである。<sup>\*1</sup>

## 1 コンビニシステム3つの特徴

コンビニシステムはフランチャイズ契約に基づくものが殆どであり、直営店はわずかであるから、フランチャイズ契約一般の問題として扱うことも

\*1 本稿は、2000年3月30日に山形で行われた民主主義科学者協会法律部会の商法経済法部会と民事法部会の合同部会で報告したものに加筆したものである。

きる。しかし、コンビニシステムにあっては、後で述べる「多店舗化による利益」が本質的なものであるので、フランチャイズ本部（フランチャイザー、以下ザーと表す）とコンビニ・オーナー（フランチャイジー、以下ジーと表す）の利益は、より鋭く対立する。そこで、本稿では、フランチャイズ契約の問題点が最も先鋭に浮かび上がる契約として、コンビニ契約を取りあげる。

コンビニ・システムの特徴は以下の4つにまとめることができる。

第1は、コンピューターや情報・通信の技術革新を利用し、約3000種類の商品を24時間営業で販売する小売業のチェーン・システムということである。フランチャイズ・チェーン・システムにおいては、オンラインを使って商品の開発、発注、仕入れ、在庫管理、経理、宣伝までも本部が行う。本部は、これらのサービスと経営のノウハウを提供する対価として、ロイヤルティ royalty を受け取る。ここでは、高度の技術と規模の利益で、本部と加盟店の共存共栄がうたわれている。その力は絶大で、付近の従来型の小売り店は太刀打ちできないのが現状である。従って、コンビニの出現した地域の中小小売り業者には、3つの選択が迫られることになる。全然別の商売に転業するか、別の場所に引っ越すか、コンビニになるかである。<sup>\*2</sup>

第2は、このシステムがマルチ商法と似ていて、多店舗化することによって本部が利益をあげることが本質的な目的となっていることである。<sup>\*3</sup>従って、表面的には共存共栄がうたわれていても、本質的には本部と加盟店の利害が対立する。すなわち、本部は店舗の拡大によって、規模の利益、加盟料の取得、ロイヤルティの増加、マルチメディア・サービスの好条件化を獲得できるのに対し、<sup>\*4</sup>加盟店は狭い地域での競争の激化、<sup>\*5</sup>取扱いサービスの増加によ

\* 2 他に従来型の小売店と競合するものに量販店がある。

\* 3 ただし、マルチと異なり最終的な破綻が不可避の詐欺的なものではない。

\* 4 現在、全国で5万店あるコンビニを利用した電子商取引が注目を集めている。セブン・イレブン・ジャパン、NEC、三井物産など8社はセブンドリーム・ドット・コムを共同設立し、ファミリーマート、サークルケイ・ジャパン、サンクスアンドソシエイツ、ミニストップ、スリーエフの大手コンビニ5社も提携して新会社を設立する。三菱商事のローソン株取得の動きも電子商取引や金融事業などの新ビジネス戦略を見据えたものといわれている。電子商取引の中心になるのはインターネット通販である。

\* 5 経営が成り立つ商圏人口は約3000人と言われているが、都市部では2000人を切っていると言われる。

る負担増<sup>\*6</sup>、陳列スペースの減少<sup>\*7</sup>といったしわよせを受ける。多店舗化が本質的な問題であるということは、今後のコンビニ・システムの改革を考えるとときに無視できない論点となる。

第3は、「光と影」で頻繁に強調されている「義務と情報の片面性」である。しかも情報面だけでなく、経営内容及び会計の把握においても著しい格差がある。この格差の最たるものが、商品の現実の仕入価格で、加盟店のオーナーには知ることができない<sup>\*8</sup>。経営リスクについても、現在使用されている契約書においては「対等な事業者」という文言が印刷されているようであるが、本部が提示する売上予測はあくまでも予測で保証ではないのに対し、ロイヤルティは予測ではなく確実に吸い上げられ、リスク負担の著しい片面性がある。

第4は、高額な違約金の定めにより、コンビニ契約からの脱退が極めて困難なことである。こうして解約条件も片面的であり、その結果、本部による加盟店オーナーの人格的拘束に近い状態が生まれている。

以上の4つの特徴から言えることは、現状のコンビニシステムを前提にする限り、ジーとザーの共存共栄ということは、よほど条件の良い店でない限り、そもそも有り得ないのではないかということである。

## 2 コンビニ問題とは何か

コンビニ・システムが生み出す問題は、加盟店のオーナーたちの24時間の「拘束状態」と薄い利益率であるが、問題はそれにとどまらない。

コンビニには、地元の中小売商たちとの共生、住み分けという問題がある。地元商店主とコンビニ・オーナー、そして資本金100億円以上の事業者

---

\*6 特にアルバイトに対する研修のコストが増加する。

\*7 これは多店舗化によるよりもサービスの種類の増加によるものである。ただし、多サービス化が有利になるためには店舗数の拡大が必要となる。

\*8 『コンビニの光と影』233頁。

の直営コンビニの3つが、三つどもえになって僅かな商圈人口を奪い合っている。このうち、前2者はいつでも入れ替わる存在である。もし、なんらかの調整メカニズムが働かなければ、3者とも共倒れになることは明白である。従って、問題の解決のためには、どのようにして共存するかという答がなければならない。

現在のフランチャイズ・チェーン・システムが1で述べた4つの特徴を有しているとすると、それを残したままで答を出すことは不可能である。ひとつの答は、従来とは異なるコンビニ、または独立系のコンビニである。JR西日本の経営するハートインは、24時間営業ではなく朝の7時から深夜の午前1時までであり、商圈人口も多い。しかし、一般の中小自営業者には真似ができない。彼らにとって、FC本部に頼らずにコンビニを経営しようと思えば、独自の品揃えから始まって大変な努力が求められる。個人では不可能だから、志しを同じくする事業者が集まって、協同組合のような形で本部を作ることが必要であろう。そのときに、どうやれば既存のFCチェーンとの競争に勝てるかが課題となる。

第2の可能性は、法律でコンビニの数を規制することである。しかし、このやり方は日本の1930年代以降の歴史が明らかにしたように、複雑な利権を発生させ、経営の非効率を消費者に転嫁する可能性がある。

このように考えてくると、結局、独立系のコンビニのために条件を整備していくという方向と、既存のFCシステムに対する法的な規制(契約の無効、不法行為という扱ひも含めて)を強めるという方向しか残されていない。しかも、強調されなければならないことは、これらの方策を用いたとしても、コンビニが今後、良好な収益をあげていくためには、コンビニ・オーナー自身が、大変な努力、研究心を怠らないということが不可欠<sup>\*9</sup>ということである。

コンビニ・オーナーには二つのタイプがある。コンバージョン・FCと呼ばれるものは、中小小売り業者の転業タイプで、店と土地をジーが所有する

\* 9 前掲書119頁参照。

ことが多い。今まで、念頭に置いていたのはこれである。一方、ターンキーFCと呼ばれるものが最近増えているが、これはいわゆる脱サラ・タイプであって、経営リスクについては殆ど知らないとみてよい。これらの人々の加盟については、特別な規制が要求される。

「光と影」を読むと、コンビニ・オーナーたちの要求はきわめて切実である。<sup>\*10</sup>にもかかわらず、コンビニ経営希望者が跡を絶たない。その理由は、コンビニ経営のリスクが十分に知られていないこと、中小自営業者にとって、今の日本に他に希望の持てる商売があまり残されていないということにある。

中小小売業者の不振、雇用の悪化という状況の中で、過大な収益予想をぶら下げて開店希望者をつのり、新規出店によって本部が利益をあげる。これがコンビニ問題である。

### 3 コンビニ契約の規制

マルチに似ているということになれば、最初に問題となるのが、法による規制である。まず、中小小売商業振興法が問題となる。1973年9月に制定され98年3月に改正された。同法の第11条「特定連鎖化事業の運営の適正化」は、10項目について書面で開示する義務を課している。違反に対しては主務大臣から勧告がなされ、従わないときは「その旨を公表」する。<sup>\*11</sup>

次に、独禁法にもとづく公正取引委員会の1983年9月20日のガイドライン「フランチャイズ・システムに関する独禁法の考え方について」「3 本部の加盟者募集について」がある。これによると、契約の締結に際しては、商品などの供給条件、予想売上、予想収益等7項目の十分な開示が望まれるとする。本部が、加盟者の募集にあたり行った行為が、「不公正な取引方法」（一

\*10 46頁，48頁以下，57頁など。

\*11 詳しくは山本晃正「コンビニ契約の法規制」『コンビニの光と影』273頁以下。

般指定)第8項(欺まんの顧客の誘引)に該当すると認められれば、独禁法20条の排除措置命令、当該行為の差し止め、契約条項の削除、その他必要な措置が取られる。<sup>\*12</sup>

アメリカでは、FTCが「フランチャイズに関する開示すべき事項および禁止事項」を定めており、契約内容、チェーンの現状、royaltyなどの決定・算定根拠、システム上の制約条件、解約条件等20項目の詳細な開示義務を課している。州法レベルでも規定がある。<sup>\*13</sup>

ドイツでは有名なドイツ約款規制法(AGB-G)が、フランチャイズ契約に対しても適用される。<sup>\*14</sup>

まず第9条があげられる。「信義則に反して相手方に不当に不利益を与えれば、その条項は無効である。これは商人間取引にも適用される。」この条文は、次の10条、11条が原則として商人に対して適用される約款には適用されないの異なり、消費者だけでなく、商人にも適用される。ただし、一般条項的な規定なので、何が「信義則に反して相手方に不当に不利益を与える」のか立証しなければならない。私見では、「時間と場所において最も近い店の売上データを示さなかったこと」や「高額の違約金の定め」がそれに当たると考える。

第10条は「評価の余地を伴う禁止条項」についての規定で、一定の場合に普通取引約款における条項を無効とするものである。その第7項は、契約の解消について「契約当事者の一方が契約を解除または解約告知する場合に、約款使用者が、次のことを請求できるとする条項は無効である。(a)物の使用、権利の行使もしくは、なされた給付について不当に高い報酬、または(b)不当に高い費用の償還」と規定している。

第11条は「評価の余地のない禁止条項」についての規定で、一定の場合に

---

\*12 詳しくは前掲山本論文278頁以下。

\*13 詳しくは前掲山本論文287頁以下。

\*14 条文の訳は、石田喜久夫編『注解・ドイツ約款規制法・普及版』同文館(1999年)による。

普通取引約款における条項を無効とする。その第5項は、損害賠償請求権の包括的予定について「次の場合における、包括的予定がなされた約款使用者の損害賠償請求権または減価賠償請求権の合意は無効である。(a)予定額が、約款所定の場合に事物の通常の経過に従い予定されるべき損害、または通常生ずべき減価を超える場合、または(b)損害または減価が全く存しないこと、または予定額より著しく低いことを証明する機会が、他方の契約当事者から奪われている場合」と規定する。

第6項は、違約罰について「給付の不受領ないし受領遅滞、支払いの遅滞の場合、または他方の契約当事者が契約を解除する場合に、約款使用者に違約罰の支払いを約する条項は無効である」と規定する。

第12項は、継続的債権関係における存続期間について「約款使用者による商品の定期的な供給または労務もしくは請負給付の定期的な提供を目的とする契約関係において(a)相手方当事者を2年を超えて拘束する契約存続期間(b)その都度1年を超えて相手方当事者を拘束する契約関係の黙示の更新、または(c)相手方当事者の負担で、当初予定のまたは黙示に更新された契約存続期間満了前の3カ月を超える告知期間は無効である」と規定する。

この10条、11条の規定は詳細なもので、これを日本のコンビニ契約に当てはめると、現行のかなりの条項が無効になる。まず、5年以内に解約する場合の違約金の定めほとんどは無効となる。ただし、ドイツ約款規制法の10条、11条は原則として商人に対して用いられる約款には適用されない(24条)。つまり、もっぱら消費者を念頭においた規定である。それでも、AGB-Gのコメンタールによると、大商人と小商人の間には、知識と業務経験において大きな格差があるので、10条、11条の商人への非適用について、小商人の保護の必要性は考慮されねばならないとする。従って、ドイツ商法351条のような法律上の規定があれば9条2項1号によってそれを無視した約款の規定は無効となるし、規定がなくても9条による利益考量の際に、小商人の保護

の必要性は顧慮されなければならないとされている。

日本にはドイツの約款規制法のような制定法は存在しない。部分的な規制は、割賦販売法、訪問販売法、投資顧問業法の中にあるが、指定商品制に見られるように根本的に不十分である。では、不当な約款を規制する規範が存在しないかという点、そんなことはない。戦前に「権利濫用の禁止」という一般条項や「借地人、借家人の保護」の規範が、判例によって形成されたように、不当な約款を規制する判例の形成が、不十分ではあるが進められている。最近では、95年の阪神淡路大震災における地震免責条項の制限などがある。また、ワラントや転換社債、変額保険契約における説明義務を認める一連の判例も、その流れにある。フランチャイズ契約においても、後で述べるように、説明義務を認める一連の判決が存在する。

従って、コンビニ契約の規制についても、第1に、現実に存在するコンビニ契約の内容について裁判によって妥当な修正を行うことが必要である。第2は、もちろん立法的な解決を計ることであるが、現状では、きわめて困難である。というのも、現在の政権はそのような約款規制法を作ろうとする立場には立っていないからである。従って、立法的解決のためには世論形成が、まず必要であるが、「光と影」はその絶好のきっかけを提供する。

#### 4 オーナー救済の法理

「光と影」を読むと、コンビニ・オーナーたちは極めて厳しい状況に置かれており、彼らの困窮からの救出は急がなければならない。そこで、オーナー側からはどのような主張が可能か考えてみる。

##### 1 6つの主張

「光と影」は、加盟店のオーナーを「一種の消費者」と捉えている。それ

は、本部との著しい情報の格差に着目したためである。しかし、オーナーは、事業者であって、消費者ではない。というのも、これらの概念は、消費と経営という行為に着目したものであって、情報の格差による分類ではないからである。<sup>\*15</sup> 勿論、事業者としてとらえたからといって、情報の格差を無視するわけではない。この問題の解決は小規模事業者の保護とかれらの経営の健全化の達成にある。以下に述べるように、コンビニ契約の最大の特徴は、義務と情報の著しい片面性と人格的拘束性にあり、このことがこの契約を全体として公序良俗違反的なものになっている。

コンビニ契約の不当性を訴え、法による救済を求める場合には、6つの主張が可能である。公序良俗違反で無効である。詐欺的な勧誘によるものであるから取り消す。または、詐欺的勧誘により要素の錯誤に陥ったので無効である。信義則上の説明義務の不履行があったので契約を解除し、損害賠償を請求する。詐欺的な勧誘により損害を被ったので709条に基づいて損害賠償を請求する。そして、不法な契約条項についての一部無効の法理を用いて裁判官による契約内容の変更を求める、以上である。現実には、これらが組み合わされて用いられているようだが、それぞれに問題点がある。

公序良俗違反であるとする主張は、「他人の窮迫、軽率または無経験を利用して著しく過当な利益の獲得を目的とする法律行為は善良の風俗に反して無効である」とする大審院の判決を根拠にしている。<sup>\*16</sup> 民法には、このような規定はないのだが、裁判所はドイツ民法138条2項を参考にして、この判決を出したと言われている。この判例及びその後の学説によると、暴利行為が公序良俗違反であると認められるためには、暴利という客観的要件と「窮迫または無経験」という主観的要件の二つが満たされなければならない。ということは、裁判で勝つためには、ザーから会計帳簿を提出させてロイヤルティ

---

\*15 河上正二「現代的契約についての若干の解釈論的課題」棚瀬孝雄編『契約法理と契約慣行』弘文堂（1999年）200頁参照。

\*16 大判昭9. 5. 1民集13巻875頁。

の徴収が暴利であることを立証し、ジーが「窮迫または無経験」であったことを立証しなければならないのである。

詐欺的な勧誘によるものであるから取り消すという主張は民法96条を用いている。これが認められるためには、FC本部の勧誘員が行った言動が欺罔行為にあたるということを立証しなければならない。勧誘員が積極的に虚偽の事実（データ）を述べたのであれば、96条の適用は認められる。問題は、重要な情報を「提供しなかった」場合である。例えば、ある大学が「昨年の本学の卒業生のうち就職できたのは14%であった」ということを、学生の募集要綱に書かなかった場合に、入学後そのことを知った学生から、契約の取り消しを主張できるであろうか。勿論できない。どのような商売にも一定の範囲において「商売上の駆け引き」とか「セールストーク」が認められる。しかし、コンビニ契約の場合には、「売上と経費に関する情報」は「経営上本質的な情報」であって、「加盟希望者の意思決定に最大の役割を果たす」要素であるから、大学の就職率とは異なる。

この点で、FC本部が「予測であって保証するものではない」としていることを、どのように反論できるだろうか。私は、予測という主張は認められず、「一定の客観的な根拠をもつ重要資料」として位置づけるべきと考える。つまり、契約書における「予測」という表現を「優越的立場にある当事者が他方におしつける言葉」として認めないということである。なぜなら、その「予測」が、現実には勧誘の決め手として用いられていること、しかも、より正確な情報を持ちながらそれらは意識的に秘匿されていること、自分に都合の良い情報が選択的に使用されていること、これらを見れば、「単なる予測」ということで、現実との差が生じたときの逃げ道を認めることは許されないからである。

なお、取り消しの主張は、善意の第三者に対しては認められないこと、FC本部に対する損害賠償請求はまた別個に行わなければならないことを考えると、詐欺による取消の主張は契約から脱退することを最重点にする場合

には有効であるが、それまでに被った損害の回復を第1に求める場合にはかえって不十分であり、むしろ端的に不法行為に基づく損害賠償を請求した方が良いであろう。

「最初からこんな実態が理解できていたら契約しなかった<sup>\*17</sup>」という主張は、詐欺的勧誘により要素の錯誤に陥ったので無効という主張である。この場合には「表意者に重大な過失」があったかが問題となる。特に「契約条件を正確に理解するつもりがあったか」ということをめぐっては、現実には利益をあげたり契約の継続を希望するオーナーが存在しているので、大いに問題となる。「儲かる話ばかりだったので細かいことはよく覚えていない」とか、「最初はコンビニに専念するつもりはなかった<sup>\*18</sup>」「私は本気で一日、1～2時間くらいの関わりで運営できると思っていた<sup>\*19</sup>」という証言をみると、ザーがジーの軽い気持ちを利用したものであっても、ジーの重大な過失が認められる可能性がある。

信義則上の説明義務の不履行があったので契約を解除し、損害賠償を請求するという主張は、ザー側の説明義務違反を理由とするものである。説明義務違反による損害賠償請求は既にいくつかの裁判で認められている。ワラントの販売契約や変額保険の加入契約などである。これらの契約では、説明義務違反によって購入者が損害を被ると契約違反であると同時に不法行為でもあるという構成を取るものが少なくない。

おそらく、今後の裁判で最も有力な方向が、この説明義務違反であろうと思われる。ただ、説明義務違反の認定においては、「ジーが契約内容についてどれだけの知識を持っていたか」が問題となる。そのために、うかつな加盟希望者は保護されても、真剣にコンビニ経営に取り組もうと考えていた加盟者や、経営の経験が豊富な加盟者には認められにくいという短所がある。

---

\*17 「コンビニの光と影」38頁。

\*18 前掲書40頁。

\*19 前掲書39頁。

そこで、それらの加盟希望者については、詐欺的な勧誘により損害を被ったので709条に基づいて損害賠償を請求することが考えられる。この場合には、経験が豊富な者をも欺くような、詐欺的な情報の秘匿があったことを立証しなければならない。

さて、いちばん難しいのが、不法な契約条項についての一部無効の法理を用いて裁判官による契約内容の変更を求めることである。3で述べたようにドイツには約款規制法が有るが、日本にはない。そこで、日本の裁判官が契約内容を変更しようと思えば、「加盟希望者はザ一側の過失により契約の内容を正確に理解していなかったため、彼が理解できた範囲でしか契約は成立していない」と判示しなければならない。これが、裁判官による契約内容の改訂と呼ばれるものであるが、日本の裁判官が最も嫌がる考え方である。<sup>\*20</sup>

## 2 裁判官による契約内容の改訂は可能か

ドイツ約款規制法のような法律があれば、それによって無効となった条項につき、裁判官が当事者の合理的な意思を解釈して契約内容を改訂することは容易である。しかし、日本ではそうはいかない。そこで、問題は、約款の条項の拘束力と裁判官によるその改訂ということに絞られる。

約款により契約が成立したときに、その内容を理解していない当事者が、完全に約款に拘束されるのか。これについては、3つの考え方がある。

第1は、当事者が過失なしに理解していなかった以上、拘束されないというものである。従って、裁判では「当事者が理解していなかったことにつき、過失があったかなかったか」ということが争点となる。しかし、この説に立つ学者は極めて少数であろうし、判例は違う。その理由は、社会的、機能的に反復して大量に締結される契約においては、個々の当事者の現実の理解を問題にすることが妥当でないというところにある。<sup>\*21</sup> コンビニ契約においても、

\*20 賀集唱「盲判を押した契約は有効か」判タ229号32頁以下参照。

\*21 この場合、約款の条項の有効性は無条件ではなく、合理性が求められる。日本では業界団体や監督官庁の承認といったことが根拠になろう。

約款の使用の合理性について、そのように主張されるであろう。

第2は、第1の考え方の発展説であるが、約款使用者が相手方に不利な条項を説明せず、むしろ隠すようにして調印をせまり、内容を十分に読む時間の余裕を与えないままに、判を押させたという場合には、その不利な条項は成立していないとするものである。<sup>\*22</sup>この説では、契約の調印に際し、内容を読む機会が与えられたにもかかわらず、盲判を押した場合は、契約書の内容どおりに契約が成立する。さらに、十分に目を通す余裕が与えられていなくても、その内容が普通の契約書にもあるような場合や、その契約では当然予想してしかるべき条項がはいっている場合には、その書面どおりの契約が成立するとする。

なお、賀集判事は、契約の不成立という峻別の解決よりも、約款使用者に重大な過失（または故意による不開示）があれば、契約締結上の過失責任の法理を用いて、契約は一応有効であるとしても、不当条項の部分については解除できるとする説を支持する。<sup>\*23</sup>

この説の難点は、コンビニ・オーナー達の運動によってコンビニ契約の不当性が明らかになればなるほど、その契約では当然予想してしかるべき条項についての知識が広まり、相手方の不知が認められる範囲がせまくなるということである。

第3の考え方が、裁判官による契約内容の改訂である。この説は次のように主張する。古典的な意思表示制度は約款問題の解決に対して殆ど無力であった。市民の階層分化が進み、大量取引等を原因とする現代的契約が普及した社会においては、抽象的市民を前提とした意思概念から、階層分化を前提とし、かつ社会関係を反映した意思概念への転化が必要である。現代的諸課題に触れない単なる意思主義の強調は独断的と評されても仕方がないであろう。

意思表示の概念に現実の社会関係を反映させるとは、契約・約款の内容か

---

\*22 賀集前掲論文33頁。

\*23 前掲論文37頁。

ら意思表示を実質的に考えていくことであり、具体的には対価関係の存在しない不合理条項については、予め包括的な合意があっても、実質的な合意なしと考えることである。<sup>\*24</sup>

この説は、対価関係の均衡という観点から約款の条項を個別的に吟味しようとする考え方で、論理としては正当であるが、近代市民法の「形式的正義」という観点からすると、全面的に受け入れられることは難しい。しかし、私達が目指すべきものが、この考え方と同じ方向にあることは間違いない。そこで、次のように考えてみよう。

対価関係の不均衡については、日本にはフランス法のような *laesio enormis*（莫大損害）<sup>\*25</sup>の規定が存在しないので、そのまま持ち込むことは難しい。従って、暴利行為とみなされるような場合に限り、契約の一部無効または裁判官による改訂を求めることができる。対価関係以外については、契約の目的による改訂が可能である。1 でみたように、現在のコンビニ契約は「共存共栄」をうたいながら、実際には「きわめて片面的」である。従って、この片面的な部分を共存共栄的に改訂することは、当事者が総論的に合意した意思と完全に合致するはずである。コンビニ契約においては、FC本部と加盟希望者の表示した現実の社会関係を反映させて、共存共栄という目的に反する著しい片面条項については、裁判官に改訂の権限があると考えられる。その根拠として、日本法の精神的模範であるドイツ法、約款規制法も参考になる。

以下では、契約の3つの段階に即して、改訂されるべき片面性についてみてみよう。

---

\*24 安井宏「法律行為・約款論の現代的展開」法律文化社（1995年）66頁以下。

\*25 莫大損害。拙稿「現代の市民法と契約の自由(3)」神戸外大論叢36巻1号（1985年）77頁以下参照。